

再生水利用事業実施要綱

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、東京都(以下「都」という。)が実施する再生水利用事業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 再生水 下水を高度処理した水をいう。
- 二 再生水給水設備 再生水配水管から分岐して設けられる給水管以下の設備をいう。
- 三 再生水給水装置 配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具(再生水受水槽以下設備を除く。)をいう。
- 四 再生水受水槽以下設備 再生水受水槽以下の給水管及び給水用具をいう。
- 五 再生水高置水槽 再生水受水槽より高い位置に設けられる水槽をいう。

(供給区域)

第3条 再生水の供給を行う区域は、次の各号に掲げる地区とする。

- | | |
|---------------|----------|
| 一 西新宿及び中野坂上地区 | 別図第1のとおり |
| 二 臨海副都心地区 | 別図第2のとおり |
| 三 大崎地区 | 別図第3のとおり |
| 四 汐留地区 | 別図第4のとおり |
| 五 品川駅東口地区 | 別図第5のとおり |
| 六 八潮及び東品川地区 | 別図第6のとおり |
| 七 永田町及び霞が関地区 | 別図第7のとおり |

(供給の対象)

第4条 再生水は、前条各号に掲げる区域に存する施設で、次の各号のいずれかに掲げるものに供給する。

- 一 延床面積10,000平方メートル以上(ただし、住居の用に供する面積を除く)の建築物
- 二 1日当たりの汚水排出量50立方メートル以上(ただし、住居部分の汚水排出量を除く)の建築物
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第二号に掲げる区域に存する施設(中高層集合住宅を含む。)について供給する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、東京都下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が認めた場合はこの限りでない。

(用 途)

第5条 再生水の用途は、水洗便所の洗浄用その他管理者が認める場合に限るものとする。

第2章 給水の申込み

(事前協議)

第6条 再生水給水設備の設置計画を有する者は、別記第1号様式により、あらかじめ、使用水量、用途、その他について管理者に協議しなければならない。

(管理協定)

第7条 中高層集合住宅の管理者は、再生水の供給を受けようとするときは、管理者と供給に関する協定を締結するものとする。

(給水の申込み)

第8条 再生水の供給を受けようとする者は、別記第7号様式により管理者と契約を締結するとともに、第2号様式により給水に関する申込みをしなければならない。

2 中高層集合住宅に入居する者(以下「住宅入居者」という。)は、再生水を使用しない旨を留保せずに水道の給水申込みを行ったことをもって、前項の申込みをしたものとみなされ、管理者は、これに対して承諾の通知を省略することができる。

3 第1項の申込みを行った者(住宅入居者は除く。)は、次の各号に掲げる事項に変更があった場合には、別記第3号様式により速やかに管理者に届け出なければならない。

- 一 給水契約者名
- 二 料金請求先
- 三 住 所

第3章 再生水給水設備の設置及び管理

(再生水給水設備の設置及び管理)

第9条 再生水給水設備の所有者及び再生水使用者(以下「所有者等」という。)は、再生水給水設備の新設、改造、又は撤去(以下「設置」という。)及び管理について、この要綱を遵守しなければならない。

(再生水給水装置の設計及び施工)

第10条 再生水給水装置の設置の設計及び施工は、東京都給水条例(昭和33年条例第41号)の規定により指定された東京都指定給水装置工事事業者で、

かつ、東京都下水道条例(昭和34年条例第89号)の規定により指定された東京都指定排水設備工事事業者である者が行なうものとする。

2 再生水給水装置工事の施工に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(再生水給水装置の設置の届出)

第11条 再生水給水装置を設置する者は、あらかじめ別記第4号様式により、施工完了後に別記第5号様式により管理者に届け出なければならない。

(設置の費用負担)

第12条 再生水給水装置の設置に要する費用は、当該給水装置を設置する者の負担とする。ただし、管理者が必要があると認めたときはこの限りでない。

第4章 給 水

(給水の制限又は停止)

第13条 管理者は、災害その他やむを得ない場合又は公益上必要があると認めた場合は、給水区域の全部又は一部につき、給水を制限し、又は停止することができる。

2 管理者は、前項の給水制限又は給水停止をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び区域を所有者等に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(損害の責任阻却)

第14条 前条第1項の給水制限若しくは給水停止又は断水により所有者等に損害を生ずることがあっても、都は、その責任を負わない。

(水量メータの設置等)

第15条 管理者は、使用水量を計量するため再生水給水装置に都の水量メータ(自動検針用設備を含む。以下同じ。)を設置する。ただし、管理者が必要があると認めたときは、再生水受水槽以下設備に水量メータを設けることができる。

2 管理者は、中高層集合住宅に一括計量用の水量メータを設置する。

3 前2項の水量メータの位置及び種別等は、管理者が別に定める水量メータ設置基準による。

4 所有者等は、善良な管理者の注意を怠ったために水量メータを亡失し又は損傷した場合は、その損害を賠償しなければならない。

第5章 設置基準

(ポンプ直結の禁止)

第16条 再生水給水装置には、ポンプを直結させてはならない。

(安全確保の措置等)

第17条 所有者等は、安全に再生水を使用するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 再生水給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造にすること。
- 二 再生水給水管の材質は、十分な耐久性と耐水性を有し、再生水の水質に影響を与えず、かつ、使用圧力に十分耐えられるものにすること。
- 三 再生水給水管は、給水を受けた再生水以外の水管その他再生水が汚染されるおそれのある管又は再生水本管に衝撃を与えるおそれのある用具若しくは機械と直結させないこと。
- 四 再生水給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けること。
- 五 再生水給水管を2階以上の階又は地階に配管するときは、各階ごとに止水弁又は止水栓を設けること。
- 六 再生水給水装置を水道管その他の管と識別するため、管理者が別に定める措置を講じること。

(再生水受水槽及び再生水高置水槽の設置基準)

第18条 再生水受水槽及び再生水高置水槽(以下「再生水受水槽等」という。)の設置は、次の各号に定めるところによる。

- 一 再生水給水設備には、再生水受水槽を設置すること。ただし、管理者が認めたときは、この限りでない。
- 二 再生水受水槽等を設置する場合は、再生水が水道水の給水管内に流入しない構造とすること。
- 三 再生水受水槽等に水道水を補給する装置を設ける場合には、再生水が水道系へ流入することを防止するため、吐水口空間は東京都水道局の基準、指導によること。
- 四 再生水受水槽等は、床置型で点検が可能なものとし、また、断水せずに清掃できるよう2槽式とするか又は中仕切りを設けること。ただし、管理者が認めたときは、この限りでない。
- 五 再生水受水槽等には、遮光措置を講ずること。
- 六 再生水受水槽の容量は、設計1日使用水量の10分の4から10分の6までとすること。ただし、管理者が認めたときは、この限りでない。
- 七 再生水受水槽等には、水道用受水槽と識別するため再生水用であることを表示すること。
- 八 再生水受水槽以下設備には、残留塩素を保持するための設備を設けること。

(水質及び水圧)

第19条 水質及び水圧の標準は、次の各号のとおりとする。

一 水質

- ア 大腸菌 検出されないこと
- イ 水素イオン濃度 水素指数5.8以上8.6以下
- ウ 臭 気 不快でないこと
- エ 残留塩素 保持されていること
- オ 外観 不快でないこと

二 水圧

再生水の供給圧力は、再生水給水装置と再生水配水管の分岐点において、1平方センチメートル当たり0.5キログラム以上とする。

(検水コック設置の指示)

第20条 管理者は、所有者等に対し、再生水給水装置の必要な位置に採水用の検水コックを設置するよう指示することができる。

第6章 料 金

(料金の徴収)

第21条 都は、再生水使用者(以下「使用者」という。)から料金を徴収する。

(料金の料率)

第22条 料金の料率は、次の表のとおりとする。

施 設 区 分	料 率
住宅を除く施設	使用水量1立方メートルにつき260円
住 宅	使用水量1立方メートルにつき100円

2 料金は、使用者ごとに、使用水量に応じて前項の料率を適用して得た額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加えた額とする。

(定例日)

第23条 管理者は、料金算定の基準日として、毎月の定例日を使用者ごとに定める。

(使用水量の計量)

第24条 管理者は、使用者ごとに、1月又は2月の計量期間を定め、その期間ごとの定例日に使用水量を計量する。ただし、管理者が、必要と認めるときは、定例日によらないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、住宅入居者の使用水量は、1戸1月当たり3立

方メートルとみなす。ただし、水道使用水量が1戸1月当たり10立方メートル以下の使用者については、使用水量を0立方メートルとみなす。

(料金の算定)

第25条 管理者は、前条の規定により計量した使用水量に基づき料金を算定する。

(使用水量の認定)

第26条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- 一 水量メータに異常があったとき。
- 二 使用水量が不明のとき。

2 前項の使用水量の認定は、前回の定例日に計量した使用水量その他の事情を考慮して行う。

(中途使用等の場合の料金)

第27条 月の中途において再生水の使用を開始し、又は使用をやめた場合の料金は、1月分として算定する。

(料金の徴収方法)

第28条 料金は、払込み又は口座振替の方法により毎月又は隔月に徴収する。ただし、管理者は、必要があると認めたときは、使用者の同意を得た上で、これによらないことができる。

(支払期限)

第29条 使用者は、管理者の定める期限内に、料金を支払わなければならない。

(減免)

第30条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、料金を減免することができる。

2 管理者は、使用者が東京都下水道条例第20条第2項の適用を受けているときは、料金を減免することができる。

第7章 管 理

(所有者等の管理上の責任)

第31条 建物の管理者は、再生水の汚染、漏れ等がないように善良な管理者の注意をもって、再生水給水設備を管理しなければならない。

2 前項の管理義務を怠ったために生じた損害は、所有者等の責任とする。

3 所有者等は、再生水を汚染したときその他都の再生水供給施設の保全上必要があるときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(緊急時の対策)

第32条 建物の管理者は、再生水が水道に混入した事実があったとき、又はそのおそれがあるときは、水道の供給停止等の適切な処置を講じなければならない。

(給水の停止)

第33条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し給水を停止することができる。

- 一 第5条の規定に違反して再生水を使用しているとき。
- 二 料金を第29条に定める期限内に支払わないとき。
- 三 正当な理由がなくて、第24条第1項の使用水量の計量を拒み、又は妨げたとき。
- 四 第31条の給水装置の管理義務を著しく怠っていると認められるとき。

2 前項の場合における所有者等の損害については、第14条の例による。

(再生水給水装置の撤去義務及び切離し)

第34条 建物の所有者は、再生水給水装置を使用する見込みがなくなったときは、管理者に届け出て撤去しなければならない。

2 管理者は、再生水給水装置が使用されていない場合で、再生水供給施設の管理上必要があると認めたときは、所有者等の同意の有無にかかわらず、当該給水装置を再生水配水管から切り離すことができる。この場合において切り離しに要した費用は、所有者等の負担とする。

(特別の必要による再生水配水管の新設等)

第35条 管理者が所有者等の特別の必要により配水管の新設、増設、改造又は撤去を行ったときは、当該所有者等は、管理者の定めるところにより、その工事に要した費用の全部又は一部を負担しなければならない。

第8章 その他

(適用除外)

第36条 この要綱施行前に新宿副都心水リサイクルモデル事業供給規程の適用を受けて給水している施設については、第18条第八号及び中高層集合住宅に関する条項〔第8条第2項、第15条第2項、第22条第1項の表中住宅の項、第24条第2項〕を適用しない。

(実施細目等)

第37条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 東京都新宿副都心水リサイクルモデル事業供給規程(昭和59年6月12

日付59下総企第15号)及び東京テレポートタウン中水道給水設備指導要綱(平成3年3月29日付2下業排設第89号)は、廃止する。

- 3 この要綱の施行前に、管理者と再生水の供給に関する契約を締結している者は、第8条の規定により申込みをしたものとみなす。

附 則(平成7年8月31日)

この要綱は、平成7年9月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日)

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の再生水利用事業実施要綱第22条第2項の定めは、平成9年5月1日(以下「基準日」という。)の再生水の使用に係る同年6月分の料金から適用し、基準日以前の再生水の使用に係る同年5月分までの料金については、なお従前の例による。

附 則(平成10年6月30日)

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月10日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に第8条の規定により管理者と契約を締結している者は、第8条第1項に定める別記第7号様式第8条の規定について、改正後の別記第7号様式第8条の規定を適用する。

附 則(平成26年3月28日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の再生水利用事業実施要綱第22条第2項の定めは、平成26年5月1日(以下「基準日」という。)後の使用に係る料金のうち、同年6月分以降の料金として算定する料金から適用し、基準日以前の使用に係る料金又は同年5月分として算定する料金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月30日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の再生水利用事業実施要綱第22条第2項の定めは、令和元年11月1日(以下「基準日」という。)後の使用に係る料金のうち、同年12月分以降の料金として算定する料金から適用し、基準日以前の使用に係る料金又は同年11月分として算定する料金については、なお従前の例による。